

なら消費者ねっとニュース

NO. 3



HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

2016年 7月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043 Email : y.tsuji@naracoop.or.jp

発行責任者 北條 正崇

第一回通常総会開催

2016年6月4日特定非営利活動法人なら消費者ねっとの第一回通常総会が、奈良県文化会館において会員含め56人が参加し、開催されました。

冒頭北條正崇理事長より特定非営利活動法人として新たなスタートを切った一年間の活動成果について説明、会員と行政・関係機関の協力に感謝の意を述べました。続いて来賓の奈良県消費・生活安全課課長姫野隆昭氏から奈良県における消費者問題の現状となら消費者ねっとの位置



姫野隆昭課長

づけ、今後の活動への期待など応援のことばをいただきました。続いて、辻由子理事より第1号議案2015年度事業報告・決算報告承認の件、第2号議案2016年度事業計画及び活動予算案承認の件が提案されました。永井宏明監事の監査報告の後、2015年度の活動報告を子ども・若者チーム、チームメンバー伊藤佳世氏から、事案 検討部会竹内大敬理事から報告がありました。(詳細は次ページに掲載)



辻由子理事

質疑の後、挙手により採決、
全会一致で全議案が承認されました。



司会：垣田博子理事



議長：関明子氏

第1号議案	2015年度事業報告・決算報告承認及び監査報告の件	賛成多数で可決
第2号議案	2016年度事業計画及び活動予算案承認の件	賛成多数で可決

理事長挨拶

北條正崇

平成28年3月に奈良県が「奈良県消費者教育推進計画」を策定しました。計画では、消費者団体との連携・協働による教育・啓発の推進が重要な施策の方向とされ、取り組むべき主な施策の具体例として、消費者団体等と協働した消費者学習会の開催や県民が主体となって参画する企画提案型の啓発事業の実施などの新規事業があげられています。



北條正崇理事長

当法人は消費者教育を事業の一つに掲げ、特に消費者教育に関する取組を事業面の大きな柱としています。消費者教育を通じて消費者被害のない安心安全のまちづくりに貢献できるよう、これまで「おかねのひみつと使い方」などで実績のある子ども若者チームを中心に、奈良県はじめ他機関の皆様と連携・協働させて頂きながら、今年度も消費者教育等の活動に取り組んでいきます。

2015 年度活動報告

子ども・若者チーム 伊藤佳世

子ども・若者チームでは奈良 NPO センター主催の「もう一つの学び舎」で金銭教育の3回講座を持たないかとお声をかけていただき、第1回まちをつくろう、第2回家をたてよう、第3回くらししてみようのプログラムで「税金」「ローン」「買い物」といった内容を子どもたちに知ってもらおうと考えました。第1回で真っ白な模造紙に架空の町「ならタウン」を描いてもらい3回を通して「ならタウン」の中でのくらしを考えてもらいました。子どもたちは税金が使われているものや仕組み、あるお金を計画して使うことの大切さ、働いて対価を得、買い物することを学んでくれたと思います。



第1回で真っ白な模造紙に架空の町「ならタウン」を描いてもらい3回を通して「ならタウン」の中でのくらしを考えてもらいました。子どもたちは税金が使われているものや仕組み、あるお金を計画して使うことの大切さ、働いて対価を得、買い物することを学んでくれたと思います。

事案検討部会 竹内大敬

事案検討部会は平成25年10月から事業者への申し入れ活動を行ってきました。消費者の住居を訪問し、低額な商品券と引き換えに貴金属を持ち去る問題では関係省庁に更なる規制の要望書を送付、事案解決マニュアルを作成し奈良県下の相談機関に配布しました。投入したお金が返ってこないパーキングでは業者との複数回のやり取り後、実際にコインパーキングの看板の表示が改善されました。結婚式サービスの解約金問題では、途中解約をした場合高額な解約金をとられる場合があることから奈良県内の結婚サービス事業者にアンケートを取り、あるべき適正解約条項についての要望書を事業者に送付しました。学習塾・予備校との契約時に書面を交付しなかったり、クーリングオフや途中解約に応じない問題では100事業者に契約時の書面交付や中途解約についてのアンケートを送付し、特商法を厳守すべきことや、あるべき契約について要望書を送付しました。

事案検討部会では新たな事案の提供をしていただきやすいようにメールアドレスを持つことにしましたのでみなさん「何か変だな?」「何か違うのでは?」と思われることなど jian@narashouhisha.com まで情報をお寄せください。



総会記念学習会

食の情報

ウソ ホント

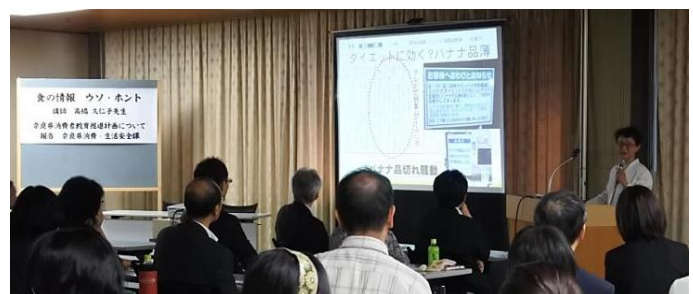


「フードファディズム（食べ物や栄養が与える健康への影響を過大評価すること）」を日本に初めて紹介された高橋久仁子群馬大学名誉教授に講演いただきました。

1つの食品だけを食べるだけで病気が治ったり、短期間で体重が減ったかのような誤解を与えかねない健康食品の情報を具体的な事例を挙げて紹介されました。「行間を読ませるキャッチコピーに気を付けましょう。読むべきは栄養表示です。」と話されました。また、『健康維持・増進する三大要素は「栄養」「運動」「休養」です。食品それ自体には「良い」「悪い」はありません、「良くする」「悪くする」のは食べる

人の食べ方です。適切に食べることが見えにくくなっている現在、必要な栄養素を過不足なくとることが必要です。』氾濫する食の情報に惑わされない食生活をするには、食の情報を読み解くヒント、見破る目を養うことが重要ですと話されました。

講演終了後、参加者からのたくさんの意見や質問に、高橋先生からていねいにお答えいただきました。



奈良県消費者教育推進計画の報告がありました。



勝井康晴主幹

本年3月に策定された「奈良県消費者教育推進計画」について奈良県くらし創造部消費・生活安全課の勝井康晴主幹から説明がありました。奈良県では高齢者のトラブルが多発していますが相談窓口の認知度は低く、教育の現場でも消費者教育の教材が少ないなどの悩みがあります。これらの現状を踏まえ、市町村や学校、消費者団体等の連携協働により消費者教育を体系的総合的に進めるために3年間の計画として策定されました。この計画の推進により今後の学習や啓発の場がますます活発になっていくことが期待されます。



奈良県内の消費生活相談窓口から

このコーナーでは、各地の消費生活相談窓口を身近に感じていただくために、奈良県内の消費生活相談窓口をご紹介します。今回は、生駒市消費生活センター（消費生活相談）をご紹介します。

生駒市消費生活センターは、生駒セイセイビルの1階にあり、相談員4名と職員1名の5人体制で相談対応・啓発業務などを行っています。電話は2回線、来所相談にはプライバシーを守るため、防音を施した相談室を2部屋用意して対応しています。相談受付時間は、月曜から金曜日まで（祝日・年末年始休業日を除く）、午前9時から午後4時30分までです。

生駒市の消費者行政は、昭和49年7月に週1回の相談窓口を開設するところからスタートし、その後、徐々に開設日を増やすなど、相談体制を充実させてきました。

平成20年4月1日には「生駒市消費者保護条例」が施行されました。この条例では、事業者による“不当な取引行為”「訪問販売お断りステッカー」を貼るなどして、“お断り”の意思を表示しているご家庭に対する訪問勧誘が規制されています。当市では条例施行直後の平成20年6月にステッカーを市内全戸配布し、その後、合計3回配布しました。

平成26年からは巡回相談がスタートしています。遠隔地に居住する市民の利便性を図ることを目的としており、図書会館、北コミュニティセンター、南コミュニティセンターをそれぞれ第1、第2、第3火曜日に相談員が巡回し、来所相談を受け付けています。

同じく平成26年に「くらしのサポーター」制度もスタートしました。消費生活センターと市民をつなぎ、消費生活に関する啓発活動の担い手となる地域ボランティアの制度です。現在までに合計4回の養成講座を行い、在籍サポーターは24名。奇数月にはミーティングを行い、それぞれの活動報告などを行っています。

その他、市民への啓発活動としては、広報誌「いこまち」毎月15日号「消費生活Q&A」コーナーで、最近の相談事例を掲載しています。又、消費生活相談員が地域の集まりや学校などで出前講座を開催するなど、消費者被害の未然防止を図っています。

今後も、生駒市民の消費生活の一層の安定と向上を図る為、センター一丸となってさまざまな取り組みを行っていきたいと考えています。



あなたの情報をおまちしています。

私たちの「安全で安心な生活を送れる権利」を守るために特定非営利活動法人なら消費者ねっとでは、あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報（不当契約・不当解約・不当勧誘など）を受け付けています。

それらの情報は弁護士、消費生活相談員など専門家や一般消費者で構成する検討部会で分析・検討し、不当な契約条項や不当な勧誘行為が判明した場合、それを中止・是正するよう事業者に対して申し入れを行うなど、消費者被害の未然防止、拡大防止に役立てます。

情報の収集を目的としております。特定非営利活動法人なら消費者ねっとは、個々の事例の相談・回答・救済を行う団体ではありません。

（具体的なご相談は消費生活センターへお問い合わせください。）

情報をお寄せください。

jian@narashouhisha.com

- ① 情報の内容
- ② 事業者名
- ③ 情報提供者のお名前
- ④ 連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）

これらの情報は本人への連絡にのみ利用し、本人の同意を得ずに他の目的での利用も公開もしません。



奈良県内 特殊詐欺の発生状況

平成 28 年 5 月
 特殊詐欺の被害件数 5 件
 平成28年5月末までの発生状況。
 発生件数 25件
 被害額 約 1 億329万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

**困ったときは一人で悩まず
 消費者ホットライン
 いやや
 188 泣き寝入り!**

参加募集

夏休みこども講座「親子で楽しく学ぼう！
 あかりのエコと親子 LDE 工作教室」
 ◆日時 平成 28 年 7 月 26 日（火）
 13 時 30 分～15 時 30 分
 ◆場所 奈良県文化会館多目的室
 ◆対象 小学 4 年生～ 6 年生児童と
 その保護者（親子 20 組）
 ◆参加費・材料費 1000 円
 ◆応募方法 FAX かハガキでお申込み。
 7 月 12 日（火）必着。申込み多数の場合は抽選。
 ◆申込・お問い合わせ先
 奈良県消費生活センター TEL：0742-32-0621

「見守り力でなくそう！」高齢者を狙う消費者トラブル！ 消費者庁 HP より

注意ポイントはこの3つ！

◆ ポイント1 ◆
 個人情報は教えないこと！

ひとり暮らしですか？
 投資の経験は？

この人なら
 だましやすそうだ

大丈夫かしら

◆ ポイント2 ◆
 その場で契約しないこと！

CO₂

買ってみようかしら

必ずもうかります
 任せてください

◆ ポイント3 ◆
 一人で悩むより早めに相談！

消費者ホットライン「188」に電話しましょう

今なら、まだ
 クーリング・オフ(※)できますよ

早く相談してよかった

- 高齢者が、複雑で多額の損害を被るおそれのあるCO₂排出権取引などを勧誘され被害に遭うトラブルが発生しています。理解できない投資話、あやしいもうけ話には耳を貸さないこと！
- 判断力の低下した高齢者は被害に気づきません。小さな変化を見逃さず、相談機関につなげましょう。

みんなで協力して、被害を「未然防止」、「早期発見」、「拡大防止」しましょう！

編集後記

早いもので、今年ももう7月。真夏の到来です。7月といえば～梅雨明け前の集中豪雨。今年の夏は猛暑になると天気予報。昔、軒下で風鈴の涼しげな音が心和ませてくれました。今年もひとつ風鈴を吊ってみようかな？

